

令和4年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会

資料 8

県内放課後デイサービス事業所に対する 実態調査結果

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

県内障害児通所支援・障害児入所施設サービス事業者等数(令和5年2月)

	神奈川県域	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	計
児童発達支援	231	241	153	85	17	727
医療型児童発達支援	0	9	4	1	1	15
放課後等デイサービス	336	467	194	134	45	1,176
保育所等訪問支援	37	47	16	15	2	117
居宅訪問型児童発達支援	1	2	2	1	0	6
障害児入所支援	7	5	1	1	1	15
医療型障害児入所支援	5	5	1	2	1	14
障害児相談支援	156	106	54	26	14	356
計	773	882	425	265	81	2,426

指定放課後等デイサービス事業所に対する実態調査について

実態調査の趣旨

各事業所においては、現状、平成 27 年 4 月 1 日付で国が定めた「放課後等 デイサービスガイドライン」に基づき、サービスの提供が行われているものと承知しているが、指定放課後等デイサービス事業所を対象に、支援の実態調査を行い、その結果を適正なサービス提供に生かす。

平成 27 年 4 月 1 日付で国が定めた「放課後等 デイサービスガイドライン」

- 「放課後等デイサービスはこうあるべき」ということについて、特定の枠にはめるような形で具体性をもって示すことは技術的にも困難であり、**支援の多様性自体は否定されるべきものではない。**
- しかしながら、提供される支援の形態は多様であっても、障害のある学齢期の子どもの健全な育成を図るといふ支援の根幹は共通しているはずであり、したがって、**放課後等デイサービスを提供する事業所が、その支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項もまた共通するはずである。**
- 本ガイドラインは、以上のような考えに基づき、事業を実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものであるが、ここに記載されている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りの事業マニュアルではない。**各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない。**

指定放課後等デイサービス事業所に対する実態調査について

○上記の経過をふまえ、県所管域の指定障害児通所施設（放課後等デイサービス）を対象にアンケート調査を行った。

調査概要

項目	内容
対象	令和4年10月1日時点の指定事業所
調査期間	令和4年10月3日～10月31日
事業所数	県所管域の321事業所
回答者	管理者又は児童発達支援管理責任者
調査結果	指定障害児通所施設の支援実態の把握・整理
調査結果の活用	・多様化している支援に向けた課題の抽出
	・各事業所への実地指導等における活用
	・優れた支援事例を、集団指導講習等で紹介

回答率 回答事業者数 224 (対象 321) 70%

実態調査の結果について

1 生活支援活動として、主に行っている活動は何か。

ガイドラインに従い、個別、特性、療育支援の重要性を踏まえ、一人ひとりの状態に即した活動内容を組んでいるか、という視点での問い。

(1) 集団療育

【集団療育】 生活支援活動の集団療育の実態把握	回答数	既成または法人プログラム事業所を除く	全体比率
・集団運動支援	144	68	30.4%
・集団教材学習(SST等)	119	55	24.6%
・集団IT教材学習支援	30	9	4.0%
・既成または法人提供の支援プログラム	117	0	52.2%
・その他記述	47	28	12.5%

集団療育については、既成または法人提供の支援プログラムが5割を占めた。複数回答を可としているため、5割を示す既成または法人提供の支援プログラムの事業者を除く項目を追加し、全体比率を出した。

実態調査の結果について

(2) 個別療育

【個別療育】 生活支援活動の個別支援の実態把握	回答数	個別に選ばれた既成または法人提供の支援プログラム事業者を除く	回答率
・個別よりも集団療育を重視	89	-	39.7%
・個別運動支援	77	35	15.6%
・個別教材学習支援(SST等)	103	45	20.1%
・個別IT教材学習支援	39	13	5.8%
・個別に選ばれた既成または法人提供の支援プログラム	89	0	39.7%
・個別発達支援	115	58	25.9%
・預かり支援	42	24	10.7%
・宿題支援	130	76	33.9%
・その他記述	34	27	10.7%

- ・ 個別よりも集団療育を重視している 89事業所
- ・ 個別に選ばれた既成または法人提供の支援プログラムかつ
個別よりも集団療育を重視 24事業所
- ・ 個別に選ばれた既成または法人提供の支援プログラムでないが、
集団療育を重視している事業所 89事業所
- ・ 宿題支援、預かり支援のみを個別療育と回答 2事業所
- ・ 個別発達支援、宿題支援、預かり支援と回答 2事業所

実態調査の結果について

2 創作活動の支援はあるか。

「ある」場合、主にどのような活動を行っているか。

創作活動の傾向を目的としたこの項目は、専門的学習や画一的な創作活動支援の傾向はないか、ということに視点での問い。

○ 平均して8項目の複数回答があった。

○ 一方で、創作活動が少ない事業所もあった。

・ 創作活動無し

1 事業所

・ 季節の遊び行事のみ

1 事業所

・ 認知等学習支援のみ

2 事業所

実態調査の結果について

【創作活動】 創作活動の傾向	回答数	回答率
創作活動の有	223	99.6%
・自由遊び	180	80.4%
・職員の指示等に合わせた行う遊び	183	81.7%
・伝承遊び(けん玉、おはじき、おてたまなど)	115	51.3%
・感触遊び(小麦粉粘土、ボディペインティング、スライムづくりなど)	177	79.0%
・季節の遊び・行事	206	92.0%
・手指遊び(ビーズ通し、ペグ刺し、積み木、洗濯ばさみ遊びなど)	185	82.6%
・認知等学習支援(絵、折り紙、工作、裁縫、書道など)	204	91.1%
・音楽活動(楽器等演奏や歌等の活動、リトミックなど)	138	61.6%
・調理活動(調理やその準備、食材選びなど)	135	60.3%
・テレビ等視聴	78	34.8%
・話合い	129	57.6%
・軽作業・活動(お手伝いや掃除、散歩などの活動等)	169	75.4%
・その他記述	26	11.6%

実態調査の結果について

- 3 地域交流や社会生活体験の支援があるか。
「ある」場合、主にどのような活動を行っているか。

【交流・体験活動】 地域交流・社会生活体験の実態把握	回答数	回答率
交流・体験活動の有	191	85.3%
・買い物体験	173	77.2%
・地域活動参加	35	15.6%
・地域行事参加	46	20.5%
・創作展示	45	20.1%
・創作応募	17	7.6%
・他の社会福祉事業への参加	34	15.2%
・ボランティアの受入れ	77	34.4%
・その他記述	30	13.4%

- ・買い物体験
- ・地域交流や体験活動が全くない

173事業所
33事業所

実態調査の結果について

- 4 余暇活動の支援があるか。
「ある」場合、主にどのような活動を行っているか。

平均して3項目の複数回答があった。

【余暇活動】 余暇活動の実態把握	回答数	回答率
余暇活動の有無	219	97.8%
・野外活動(公園等での遊びや散歩)	171	76.3%
・テレビ等視聴	79	35.3%
・昼寝、休憩	77	34.4%
・自由あそび	186	83.0%
・友達とのあそび	177	79.0%
・その他記述	32	14.3%

・余暇活動なし

22事業所

実態調査の結果について

5 支援を行う際に重視していることは何か。

【支援重視項目】 支援全体の傾向の把握	回答数	回答率
・日常生活に必要な身体動作の向上(リハビリ等)	109	48.7%
・身体機能の全般の向上	136	60.7%
・社会生活のスキルを身に着けること	208	92.9%
・情緒や感性の発達を促進すること	184	82.1%
・家族や職員以外の地域社会とかかわること	96	42.9%
・知識や日々の学習の支援	138	61.6%
・本人の関心や趣味に合わせた活動	182	81.3%
・自己判断できる力を身に着けること	176	78.6%
・情緒の安定した環境づくり	180	80.4%
・その他記述	23	10.3%

- ・ 支援重視項目が無回答
- ・ 1項目（社会生活のスキルを身に着けること）のみ

1事業所
3事業所

実態調査の結果について

6 支援の質の向上に向けての取組があるか。 「ある」場合、どのような取組を行っているか。

【質の向上に向けた取組】 質の向上に向けた自助努力	回答数	回答率
取組の有	241	98.8%
・スーパーバイザーの招聘	44	18.0%
・PT、OT、ST、心理等の採用(非常勤を含む)	67	27.5%
・他事業者からの助言／指導	89	36.5%
・事業所団体への加盟	61	25.0%
・地域自立支援協議会や子ども部会等が企画する研修等への参加	97	39.8%
・外部研修の受講	164	67.2%
・法人内、事業所内の研修、学習会の実施	188	77.0%
・計画的なOJTの実施	61	25.0%
・神奈川県集団指導講習の参加	102	41.8%
・厚生労働省ガイドブックの周知	98	40.2%
・その他記述	12	4.9%

- ・取組なし
- ・県集団指導講習の参加に回答なし
- ・国（厚生労働省）のガイドブックに回答なし
- ・上記の県国にいずれも回答なし

3事業所
1 2 3事業所
1 2 6事業所
9 9事業所

実態調査の結果について

7 日々の活動は、どのような視点で決めているか。

【支援内容の決定】	回答数	回答率
・個別支援計画	202	90.2%
・モニタリング等家族の要望	176	78.6%
・児童の好み	152	67.9%
・統一的な活動プログラム	98	43.8%
・法人が決定した活動プログラム	49	21.9%
・個々の活動プログラム	126	56.3%
・成長や年齢で事業所が決めた内容	92	41.1%
・看護師、OT、PT等の参考意見	47	21.0%
・第三者の意見を取り入れて決定	23	10.3%
・全職員の検討	162	72.3%
・相談事業所の計画による	55	24.6%
・その他	6	2.7%
・その他記述	6	2.7%

- ・個別支援計画に回答なし
- ・モニタリング等家族の要望に回答なし
- ・統一的な活動プログラムと個別支援計画又は全職員の検討の3項目と回答

2 2 事業所
4 8 事業所

5 事業所

実態調査の結果について

- 8 利用者支援の課題があるか。
「ある」場合、どのような取組みを行っているか。

【利用者支援の課題】	回答数	回答率
利用者支援の課題の有	220	98.2%
・特性を踏まえた支援の難しさ	192	85.7%
・個人の支援内容と集団支援の協調	148	66.1%
・保護者等の意見と支援の調整	133	59.4%
・医療ケア(医療)と支援の連携	32	14.3%
・座位保持等身体的拘束廃止と支援の難しさ	37	16.5%
・その他記述	23	10.3%

まとめ

- 国ガイドラインにおいて、4つの基本活動（①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供）を組み合わせる支援を行うことを基本としている。
しかしながら、「集団療育が中心で障害特性や発達段階に応じた個別支援が少ない」、「地域交流活動がない(少ない)」、「余暇活動がない」など、ガイドラインに沿った支援ができていない事業所の存在が明らかになった。
そのため、県として集団指導講習会などで、まずはガイドラインについて改めて丁寧に指導する必要がある。
- 利用者支援の課題があると回答した事業所が、224事業所中222事業所あったことから、県としても、課題解決への指導や支援を行う必要がある。
- 国の「障害児通所支援に関する検討会」において、総合的な支援の重要性からガイドラインの改訂、支援時間の長短に関する評価、預かりニーズなどについて議論されていることから、県としてもその動向を注視していく。